

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、社会や企業の発展も技術開発も、人と人のつながりが基本であるとの意味をこめた「Heart to Heart」の経営理念に基づいて経営活動を行い、広く社会から期待される企業となるべくコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つと位置づけております。経営環境の厳しい変化に対応すべく、取締役会の運営においては経営の効率化・意思決定の迅速性・透明性・公正性を確保することを基本とし、監査役は監査を通じて経営の実効性を高めています。また、内部統制システムの整備等を通じコーポレート・ガバナンスの充実に努め、企業倫理憲章に基づいた健全な企業活動を進めることで、企業価値向上に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
松井利夫	1,119,513	9.95
有限会社松井経営研究所	1,088,521	9.67
アルプス技研従業員持株会	406,678	3.61
財団法人起業家支援財団	340,000	3.02
株式会社横浜銀行	329,958	2.93
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	196,600	1.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	195,900	1.74
株式会社東邦銀行	176,968	1.57
株式会社八十二銀行	173,823	1.54
日本生命保険相互会社	154,362	1.37

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	サービス業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由 [更新](#)

当社は、現在社外取締役は選任しておりません。当社は、独立役員として社外監査役のうち1名を選定いたしました。監査役(3名うち社外監査役2名)は、取締役会等重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程・手続の照査ならびに重要な書類等を閲覧、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、独立的・客観的見地から質問・意見を述べるなど監査役監査の実効性を高めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数 更新	3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査人から「年間監査計画」の報告を受け、決算の都度、監査の過程及び監査終了後に会計監査人から監査結果の報告を求め、必要に応じて協議を行い、緊密な連携を取っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社の監査室は業務執行部門から独立し、代表取締役直轄の組織としています。監査室は内部監査実施計画に基づく、社内組織の監査実施により、業務・システムの有効性や効率性等の評価を行っています。監査室は監査役と定期的に打合せを行い情報交換を密にすることによって、連携し監査の効率化を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
宮沢 徹	他の会社の出身者									○
松田 壯吾	弁護士							○		

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
----	--------------	------------------

宮沢 徹	元八十二銀行高遠支店長 元立信電子株式会社取締役管理部長	金融機関及び他の会社における長年の経験及び見識から、監査役として企業経営の健全性を確保するための適切な助言を得られるとして選定。
松田 壯吾	松田・豊島法律事務所弁護士	監査役監査の法律面における重要性の観点から弁護士を選定。 独立役員 独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと、判断して選定したものであります。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

監査役会において、監査計画を協議、監査状況の報告を行うとともに、取締役会等重要な会議において、その意思決定等の妥当性・適正性について独立的・客観的見地からの発言を適宜行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役報酬制度については、2006年3月24日開催の第25回定時株主総会で、取締役報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度及び役員賞与の廃止を決定いたしました。また、2007年3月23日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額の枠内において、業績を反映させる業績連動型報酬制度を導入いたしました。これは

(1)会社業績に対する経営責任の明確化により取締役の経営意識の強化を図るものであります。
(2)取締役報酬の客観性・透明性の確保を図り、企業業績にリンクさせることで長期的な株主価値の向上に努めるものであります。なお、2009年度は経営環境の悪化により業績が大きく低下し、株主に対する経営責任を明確にすることから、業績連動報酬の支給を見合わせることにいたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬限度額は、2006年3月24日開催の第25回定時株主総会において、年額2億円以内と決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外監査役に職務を補助すべきスタッフを配置していませんが、監査役会・取締役会の会議資料について、必要に応じて常勤監査役が事前に説明を行いサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 **更新**

(1)現状の体制を採用している理由

当社は監査役制度を採用しております。監査役は、監査役監査基準・内部統制システムに係る実施基準等に基づいて、取締役の職務執行の監査、財務報告を含む内部統制システム等の監査を通じて業務の妥当性・効率性・遵法性の監査を行い、監査役監査の実効性を確保しております。また、取締役会の意思決定にあたっては、取締役の善管注意義務・忠実義務等の観点から取締役の職務執行状況をモニタリングし、監督をしております。当社は、下記の業務執行機関等が有効的に機能していることから、現状の体制を採用しております。

(2)当社の業務執行、監督に関する会社の主な機関の機能は、次のとおりであります。

1)取締役会

取締役会は、全ての取締役及び独立役員である社外監査役を含む監査役が出席し、毎月定例的に1回以上及び必要に応じて臨時に開催しております。取締役会規程に基づいて、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を十分に議論した上で決定し、更に取締役の業務執行の監督を行っております。また、取締役に関しては任期を1年として各事業年度の経営責任の明確化を図っております。

2)常務会

常務会は、役付取締役及び常勤監査役を構成メンバーとして月2回程度開催しております。また、必要に応じ付議事項に関する他の取締役等関係者が出席し、取締役会から委譲された事項及び取締役会決議事項の事前協議並びに常務会規程に基づく決議を行っております。

3)内部統制委員会

取締役会は、「業務の適正性を確保する体制」を整備するため、内部統制委員会を設置しております。内部統制委員会は、社長を委員長、取締役等を委員、常勤監査役及び子会社代表者をオブザーバーとしたメンバーで構成しております。継続的に内部統制システムの改善・充実を図り、有効性評価の監督を行ってまいります。また、財務報告に係る業務の有効性評価について審議を行うとともに、リスクの把握及び統制に努めております。

4)リスク管理委員会

当社グループの業績・財務状況に影響を及ぼすリスクの特定・分析・評価・ヘッジ等の対策を行うため、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、社長を委員長とし、常務会メンバーの役付取締役、監査室長を委員、常勤監査役をオブザーバーとしたメンバー構成で定期的に開催

しております。委員会、主管部署及び事務局の役割を定め、日常的モニタリングを通じて、適切なリスクの管理に努めてまいります。

5)コンプライアンス委員会

公正で透明性のある健全な企業活動を推進するため、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、社長を委員長、取締役・監査室長・社外有識者等を委員、常勤監査役をオブザーバーとしたメンバーで構成し、定例的に3ヶ月に1回及び必要に応じて臨時に開催しております。グループ全体のコンプライアンス活動の推進及びグループに係る課題等に対する対応策・事前防止策の審議を行っております。2007年4月より社員の意見を反映させるためコンプライアンス推進委員を設置し組織体制の整備を図るとともに、「コンプライアンスだより」を発刊し、さらに啓蒙活動の強化を図っております。また、新入社員研修においては、法令のみならず、社会倫理規範に則った行動を身につけるべく、企業倫理・行動規範を中心としたコンプライアンス研修を実施しております。

6)ディスクロージャー委員会

ディスクロージャー委員会は、経営関連情報管理規程に基づいて、社長、開示担当役員を含む委員及び常勤監査役を含む監査委員で構成され、適時に開催しております。委員により当社グループの経営情報の開示の適正性及び透明性を図るための審議ならびに監査委員による開示内容等の検証・モニタリングを行っております。なお、決議された経営情報は、取締役会の決議・報告の上開示しております。

(3)監査に関する機関の機能は次のとおりであります。

1)監査役会

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成し、毎月定例的に1回開催しております。監査役による監査機能を高めるため、監査役の監査方針及び監査計画に基づき、常勤監査役は常務会及び他の重要な会議に出席し、内部統制システムの監査、会社の業務・財産の監査・モニタリングをとおして取締役の職務執行に対する監査を行うなど、機能強化を図っております。また、社外監査役は独立性を確保し、中立の立場から監査役会・取締役会で質問・意見を述べております。

2)内部監査

当社は、内部監査として、業務執行部門から独立した代表取締役直轄の監査室を設置しております。内部統制システムに基づいて、業務活動の有効性及び効率性、諸規程の適正性及び妥当性を評価し、代表取締役への報告・改善提言を行っております。

2010年3月1日付で会計・財務の経験を有する者を監査室長に任命し、監査室と監査役会の連携・協力体制を一層拡大することに努めております。

3)会計監査

当社は、監査法人との監査契約を結び、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。その過程で会計上の課題等について協議し、監査役会・監査室との連携を緊密にし、監査の効率性・有効性を高めております。

(4)指名・報酬決定に関する機関の機能は次のとおりであります。

1)取締役・監査役候補者の指名

取締役候補者の指名については、常務会のメンバーにて選定した上で、取締役会で決議をしております。また、監査役候補者の指名については、常務会のメンバーにて選定した上で、監査役全員の同意を得て、取締役会で決議しております。

2)取締役・監査役報酬の決定

取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬とに区分し、業績連動報酬部分については、連結ROEと連結売上高営業利益率を業績評価指数として、業績を反映させる報酬体系にしており、取締役会で決定しております。また、監査役の報酬については、独立性の観点から業績に左右されない固定報酬とし監査役の協議により、監査役全員の同意に基づいて決定しております。

III株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主が当社株主総会に出席しやすいように、集中日を避けた日程を取締役会で決定しております。
その他	当社は、1996年に株式公開以来、毎年定時株主総会終了後に、社長が決算を含む会社情報等の説明を行い、当社をより理解をしていただく目的で「経営近況報告会」を開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会後に、個人株主の皆様を対象として「経営近況報告会」を開催し、事業内容や業績の概要、戦略等の説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	(1)第2四半期・期末決算発表後、決算説明会を開催し社長がアナリスト、機関投資家、マスコミ等に対して業績などに関する説明を行っております。 (2)アナリスト、機関投資家、マスコミ等からの取材要請に対して、企業内容の理解を深めてもらうべく積極的に対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページに株主・投資家コーナーを設け、東京証券取引所へのリリース・決算短信・有価証券報告書・年次報告書等各種開示資料を掲載し、株主・投資家に向けての情報を発信しております。 株主・投資家情報 URL: http://www.alpsgiken.co.jp/ir/	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、経営企画部内にIR・広報室を設置し、投資家に対するIR業務及び適時開示等の業務を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主をはじめとするステークホルダーに対して、経営の透明性を図ることが、経営の重要課題のひとつと位置づけております。「経営関連情報管理規程」に基づいて、重要な財務情報、経営関連情報等を公正かつ適時・適切に開示する方針を定め、ステークホルダーに対するタイムリーかつ公平なディスクロージャーに努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動、CSR活動等の実施については、次の活動を実施してまいります。 (1)環境保全活動 技術者を通じ環境負荷の低減等環境に配慮した技術サービスの提供に努めるとともに、2005年12月にISO14001の認証を取得いたしました。その目的は「地球環境の保全は全人類の最も重要な課題のひとつ」であることを認識し、「現在及び将来の世代に影響を及ぼす環境問題」を真剣に受け止め、地球環境の保全と資源の保護に貢献することを目的としております。現在は、省エネルギー、グリーン製品購入等の活動を推進しております。また、環境省提唱の地球温暖化防止運動の「チャレンジ25キャンペーン」に参加し、目標を設定し環境マネジメントシステムの継続的な改善と環境負荷の低減に取り組んでおります。 (2)CSR活動 当社は、企業市民として財団・NPO法人を通じて、起業家育成・教育・コミュニティー活動等の社会貢献活動を支援しております。 起業家精神を持つ有為な人材を数多く社会に輩出させるために、経験豊かな経営者が、次世代を担う若手起業家を指導・支援することが重要であることから、当社が支援する「財団法人起業家支援財団」は、神奈川県や経済産業省等の協力のもと、フォーラム等を開催して、地域経済の活性化に取り組んでおります。 また、当社が支援する「NPO法人ふれあい自然塾」においては、自然の恩恵・人の心を感じ、人間性豊かに育ててもらいたいことを願い、子供たちに自然の中でのふれあいの場を提供しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供に係る方針については、「経営関連情報管理規程」に規定しており、その方針内容は次のとおりであります。 (1)正しい情報を積極的に適時かつ速やかに発信する。

(2)正しい情報を明確でわかりやすく発信する。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 1. 当社の内部統制システムに関する基本方針及び整備の状況は、次のとおりであります。

当社は、コンプライアンスの実効性を確保するために制定した「アルプス技研企業倫理憲章」を規範として、役員及び社員は社会的・倫理的責任を自覚し、法令・定款及び具体的な指針である行動規範大綱を遵守いたします。

なお、取締役会は、内部統制の実施状況を監督するとともに、「業務の適正を確保する体制」を整備するために、内部統制委員会を設置し、内部統制基本方針について不断の見直しによって改善・充実を図り、効率的で適法な業務執行体制を以下のとおり構築いたします。

(1)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、法令及び文書取扱規程等に基づき、各々の担当職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録したうえ、適切に保存し、取締役及び監査役は必要に応じて閲覧できるものといたします。

(2)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1)当社は、リスク管理規程を定め、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、グループの業績・財務状況に影響を及ぼすリスクの適切な管理を行い、定期的に取締役会に報告いたします。

2)当社の経営危機管理規程に定める、グループ経営に重大な影響を及ぼす事態が発生したとき、または発生のおそれ予想される場合には、社長を本部長とした対策本部を設置いたします。

(3)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1)当社は、定例の取締役会を毎月1回及び臨時取締役会を必要に応じて開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。

2)取締役会の機能を強化し経営効率化を図るため、常務会を原則として月2回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を行います。

3)当社の企業理念、経営計画、事業運営状況等の開示を通して透明性・公平性・適時性を図り、ステークホルダーの当社グループに対する理解を促進し、適正な評価に資するためにディスクロージャー委員会を適正に運営いたします。

(4)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1)コンプライアンスの審議機関として、複数の社外有識者を含めた委員で構成するコンプライアンス委員会を適正に運営いたします。コンプライアンス(企業倫理)規程の実践的運用と徹底を図るため、各部門からコンプライアンスリーダー及びコンプライアンス推進員を選任して啓蒙活動を実施します。

2)業務部門から独立した監査室が、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに代表取締役及び監査役に適宜報告します。

3)法令及び倫理上疑義がある行為等について、社員が直接情報提供を行う手段として、社内窓口及び外部専門機関の「ヘルプネット・社外窓口」を設置しています。なお、通報者の希望により匿名性を保証するとともに通報者に不利益がないことを確保いたします。

4)社会秩序や健全な企業活動を阻害する反社会的勢力及びその団体、個人には毅然たる態度で臨み、一切関係を持ちません。また、反社会的勢力からの不当要求には一切応じないものとします。

(5)当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1)グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件については事前協議を行います。

2)グループ会社は内部統制を担当する部署を定め、当社と連携して内部統制システムの構築及び実効性を図り、当社はグループ会社の経営の企業活動におけるリスク管理体制を確立いたします。

3)監査役、会計監査人及び監査室は連携し、企業集団の連結経営の有効性、効率性等を確保するための監査体制を構築しております。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査役を補助すべき使用人として、必要に応じて監査役の業務補助のため監査役付または監査役スタッフを置くことができます。なお、設置する場合は当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定について監査役会の事前の同意を得るものとします。

(7)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1)取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行います。

2)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告いたします。

(8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1)監査役は、代表取締役と定例的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行います。

2)監査役は、取締役会及び重要な会議等に出席いたします。また、稟議書等に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるものとします。

3)監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について報告を受けるとともに、定期的な情報交換などの連携を図ります。

2. 反社会的勢力に向けた基本的な考え方

当社の反社会的勢力に対する基本方針は、前記1.(4)の「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に定めました。

当社は企業市民として、反社会的勢力排除に向けた取り組みを行っております。

(1)2003年8月に「反社会的勢力への毅然とした対応」について、アルプス技研企業倫理憲章に定めております。

(2)コンプライアンスの行動規範事例集において、反社会的勢力との絶縁に関するポイント・事例・関連法規に関するマニュアルを定め、役員・使用人に対する啓蒙活動に取り組んでおります。

1. 買収防衛に関する事項 更新

(1)基本方針の内容

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、技術者派遣企業として、成長を継続し企業価値ひいては株主共同の利益を安定的に確保し、向上させていくことが必要であると考えております。当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

当社の株主の在り方について、当社は、公開会社として株主の皆様が所有する当社株式は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従って、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、買付の目的や買付後の経営方針等に鑑み企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、買付に対する代替案を提示するために合理的に必要とする期間を与えることなく行われるもの、当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすもの等が想定されます。

このような大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考え、当社は買収防衛策を導入し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するものであります。

(2)基本方針の実現に資する取り組みの具体的な内容

1)基本方針の実現に資する取り組み

当社は、投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みとして、次の施策を実施しています。これらの取り組みは、基本方針の実現に資すると考えております。

「5カ年計画による企業価値向上への取り組み」

当社は、昭和43年創業以来、社会や企業の発展も技術開発も、人と人の心のつながりが基本であるとの意味をこめた、「Heart to Heart」の経営理念に基づいて、製品の開発・設計分野において優れた技術力の提供とソリューションの提案によって高い付加価値を生み出し、製造業のイコールパートナーを目指し日本の製造業の発展を支える技術者派遣企業として成長してまいりました。

(a)第9次5カ年計画の要旨は、次のとおりであります。

第8次5カ年計画の企業価値(事業価値・社会価値・人間価値)の向上を継承しつつ、顧客との強固かつ広範なパートナーシップの構築により事業規模の拡大を図るとともに、ライフキャリアプランに基づいた技術者の支援及び教育研修を充実させることによって高度技術者の育成に努めてまいります。また、社会・経済環境の変化にフレキシブルかつスピーディーに対応できる組織経営力の強化を進め、これらの実現によって経営品質の向上を図り、グループの総合力を発揮しエンジニアリングアウトソーシング業界におけるリーディングカンパニーとなることを目指してまいります。

・顧客との強固かつ広範なパートナーシップの構築

顧客の多様化するニーズに対応するため、高度な技術と信頼・安心を提供し、顧客との強固かつ広範なパートナーシップを構築してまいります。また、ソリューション提案力の強化を図るとともに、優秀な人材を確保し顧客の開発戦略を支え、顧客の事業拡大・事業再編やグローバル展開を支援するため、技術支援サービスや人材ビジネスを積極的に展開を推進してまいります。

・ライフキャリアプランによる高度技術者の育成

技術者が、自らの技術力を向上させ、自律的キャリアデザインを描けるよう、技術力や経験を踏まえた教育・人事・ローテーションが一体となったライフキャリアサポートを実施してまいります。特に、技術者教育に関しては、自社教育システムと併せ専門教育機関との連携による教育研修体制を充実させ、また、請負・受託・モノづくり部門の技術的蓄積を活用した専門技術者集団の育成を図り、更には、新たなキャリアプランの形成及び新規事業創出に向けた社内ベンチャー制度の構築を図ってまいります。

・組織経営力の確立

持続的な成長発展を目指すために、価値創造の源泉である現場に対する支援及び人材育成を強化するとともに、リーディングカンパニーとしての社会的信頼にこたえるため、効率的かつ効果的な内部管理体制(コンプライアンスや内部統制など)の構築を図り、また、グループの事業領域の拡大や国際化の進展に対応した経営管理体制の確立を推進してまいります。

第9次5カ年計画に基づいて、当社グループの企業価値を高めるため、「採用力の強化による優れた人材の確保」、「技術者育成支援システムの導入・実施」、「教育研修の充実による技術力・人間力の向上」について具体的に推進し、顧客の量的・質的ご要望にお応えするとともに、技術者と顧客の最適な組み合わせによる高付加価値サービスの提供を進めてまいります。

(b)コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値・株主共同の利益向上への取り組み

当社グループは、広く社会から期待される企業となるべくコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、企業価値を増大させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上を図るための取り組みとして、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

また、独立性の高い社外監査役を含めた監査役の監査により、取締役会の意思決定・監督機能の強化を図っております。

当社は、以上のような諸施策を施行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っております。

2)基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための仕組み

当社は、平成22年3月25日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)として買収防衛策を継続いたしました。

具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。当社取締役会の決議により設置する独立委員会は、外部専門家等の助言を得て、買付内容の評価・検討、株主の皆様への情報開示と取締役会が提案した代替案の開示・検証、必要に応じて買付者との交渉等を行います。買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると独立委員会が判断した場合は、対抗措置の発動(買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当ての実施)を取締役に勧告いたします。また、独立委員会は新株予約権の無償割当てを実施することについて、株主意思を確認することが相当であると判断した場合は、当社取締役会に対して株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告することができるものとします。

なお、独立委員会が対抗策の発動について、相当でないとして判断した場合は、取締役会に対して、不発動の勧告をいたします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施の決議を行うものとします。なお、独立委員会から、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議し、株主の皆様のご意思を確認するものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

本プランが発動されることとなった場合、当社は買付者等による権利行使は認められないとの行使条件と当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得事項が付された新株予約権その時点の全ての株主様に対して無償割当ていたします。

(3)当社の導入した買収防衛策は、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値または株主の共同利益を損なうものでなく、当社社員の地位の維持を目的とするものでないこと。

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1)株主意思の反映

本プランは、平成22年3月25日開催の当社定時株主総会において承認されております。また、本プランの有効期間(3年)満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されます。

2)独立性の高い社外監査役及び有識者の判断による判断と情報開示

当社の取締役会を監督する立場にある社外監査役及び有識者を含めて独立委員会を構成することにより、当社の経営陣の恣意的判断を排し、その

客観性、合理性を担保すると同時に独立委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

3)本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、これらの客観的要件は本プランにおける当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と内容的に一致させております。これにより、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、内部体制の構築及び整備に関する取り組みは次のとおりであります。

(1)企業集団における業務の適正を確保する体制

